

平成19年10月3日

外国語学部職員
世界言語研究センター教職員 各位
日本語日本文化教育センター教員

人事労務室長
佐々木 順 司

箕面地区における過半数代表者の選出について

今般、大阪外国語大学との統合に伴い、新たに箕面地区が成立いたしました。そこで、同地区においても、過半数代表者（箕面地区における教職員の過半数を代表する者）を、労働基準法上、疑義が生じない形で、早急に選出していただく必要がございます。

つきましては、箕面地区における過半数代表者の選出に関する大学の考えを別紙のとおりお示しさせていただきます。

なお、所属部局長宛に、吹田、豊中及び附属病院地区と同様、「過半数代表者の選出等に関するガイドライン」の定めるところにより、それぞれの選出単位ごとに過半数代表者を選出するための教職員（教員又は職員）を選出いただくよう、依頼を行っていることを申し添えます。

(別紙)

箕面地区における過半数代表者の選出について

- 労働基準法は、当該事業場における過半数組合、または過半数組合が存在しない場合には労働者の過半数を代表する者（過半数代表者）を就業規則の作成・変更時における意見聴取の相手方や、三六協定を始めとする労使協定を締結する際の相手方当事者として規定している。

旧大阪外国語大学においても、このような過半数組合が存在しなかったことは、労働組合（教職員組合）自身の認識するところであった（そうでなければ、過半数代表者を選出する必要はない）ということができる。

- しかるに、旧大阪外国語大学においては、労働組合の委員長等が教職員の過半数の支持を得ていることを証するための十分な手続きを経ないまま、これまで過半数代表者に選出されてきたものと解され、統合後の箕面地区においても、こうした状況に大きな変化はないものと考えられる。

しかし、こうした過半数代表者の選出方法は、労働基準法の規定に明らかに抵触するものであり、大学としては、これを認めることができない（このような過半数代表者が労使協定を締結した場合には、その効力が否定される可能性がきわめて高い）。

- よって、大学としては、箕面地区においても、他の吹田、豊中及び附属病院地区と同様に、「過半数代表者の選出手続き等に関するガイドライン」の定めるところにより、速やかに過半数代表者の選出手続きを進めることとしたい。

- なお、大学が問題としているのは、過半数代表者の選出方法であって、誰が過半数代表者に選出されるかという点には関心はない。したがって、仮に労働組合の委員長等が、上記の選出手続きによって箕面地区の過半数代表者に選出されたとしても、このことを問題とする考えはまったくない。

以 上

過半数代表者の選出手続等に関するガイドライン

－ 箕面地区 －

(目的)

第1条 このガイドラインは、国立大学法人大阪大学（以下「大学」という。）箕面地区における教職員の過半数を代表する者（以下「過半数代表者」という。）の選出手続等についてその指針を定めることを目的とする。

(過半数代表者の責務)

第2条 過半数代表者は、次の各号に定める事項の全部又は一部を遂行する。

- (1) 労働基準法（以下「労基法」という。）第24条第1項ただし書に定める協定（賃金控除協定）の締結
 - (2) 労基法第32条の3に定める協定（フレックスタイム協定）の締結
 - (3) 労基法第32条の4第1項に定める協定（1年単位の変形労働時間制に関する協定）の締結
 - (4) 労基法第34条第2項ただし書に定める協定（休憩時間の一斉付与原則の適用除外に関する協定）の締結
 - (5) 労基法第36条第1項に定める協定（時間外休日労働協定）の締結
 - (6) 労基法第38条の3第1項に定める協定（専門業務型裁量労働制に関する協定）の締結
 - (7) 労基法第39条第5項に定める協定（計画年休協定）の締結
 - (8) 労基法第90条に定める意見聴取（就業規則の作成及び変更の際における意見聴取）の相手方として行う書面による意見の提出
 - (9) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第6条第1項ただし書並びにこれを準用する同法第12条第2項及び第16条の3第2項に定める協定（育児休業、介護休業及び子の看護休暇の適用除外に関する協定）の締結
 - (10) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第2項（平成18年4月1日施行）に定める協定（継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準に関する協定）の締結
 - (11) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第40条の2第4項に定める意見聴取（労働者派遣の役務の適用を受けようとする期間に関する意見聴取）の相手方として行う意見の提出
 - (12) 平成10年9月10日付け基発第530号に基づく協定（給与等の口座振込みに関する協定）の締結
 - (13) その他労働関係法令において過半数代表者の責務として規定されている事項
- 2 前項各号に定める事項を遂行するに当たって、過半数代表者は、次条第1項の教職員等を通して、それが箕面地区における教職員の意見を広く反映したものとなるよう、努めるものとする。

(過半数代表者の選出手続等)

第3条 過半数代表者は、別表に定める箕面地区の各構成単位において選出された教職員の中から、その互選により選出する。

- 2 前項の規定は、過半数代表者に欠員が生じた場合に、これを準用する。
- 3 過半数代表者及び第1項の教職員（以下、両者を併せて「過半数代表者等」という。）の選出は、投票その他の民主的手続によって、これを行う。
- 4 過半数代表者等は、労基法第41条第2号に規定する「監督又は管理の地位にある者」以外の者から、これを選出するものとする。
- 5 教職員は、過半数代表者等であること、若しくは過半数代表者等になろうとしたこと、又は過半数代表者等として正当な行為をしたことを理由として不利益な取扱いを受けることはない。

（過半数代表者の任期）

第4条 過半数代表者の任期は2年とし、欠員補充のために選出された者の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

附 則

（施行期日）

1. このガイドラインは、平成19年10月1日から施行する。

（過半数代表者の任期の特例）

2. 第4条の過半数代表者の任期は、初回のみ平成20年3月31日までとする。

別 表

【事務部職員のみからなる構成単位】

○外国語学部

【教員のみからなる構成単位】

○日本語日本文化教育センター

【教員と教員以外の職員からなる構成単位】

○世界言語研究センター

備 考